明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○除籍が滅失した件（法務一九二）　一
○戸籍が滅失した件（同一九三）　一
○日本国に帰化を許可する件（同一九四）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同一九五、一九六）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同一九七、一九八、二〇〇、二〇一）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同一九九）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（同二〇二）　三
○第二次中学校校舎建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（外務一五〇）　三
○保安林の指定をする件（農林水産六六五～六八〇）　三
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第七条第十項の規定に基づき、指定入札機関を指定した件（経済産業一〇二）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通三五三～三五五）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局一四三）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一八八、一八九）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局五〇）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一一四）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局四〇）　九

〔国会事項〕　10

〔人事異動〕

内閣　10

〔官庁報告〕

国家試験
計量士国家試験合格者（経済産業省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、社会保険労務士懲戒処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効取消し関係　一三
会社その他

告示

○法務省告示第百九十二号

広島県豊田郡大崎上島町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年四月十八日　法務大臣　金田　勝年

広島県豊田郡木江町四千九百七十八番地　福岡　幸

○法務省告示第百九十三号

宮城県角田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年五月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、角田市役所又は仙台法務局大河原支局に照会すること。

平成二十九年四月十八日　法務大臣　金田　勝年

宮城県伊具郡櫻村佐倉字壱本木町二十五番地　佐々木冨次

○法務省告示第百九十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年四月十八日　法務大臣　金田　勝年

住所　千葉県浦安市高洲４丁目３番１―312号　アミット・ランジャン　昭和50年２月19日生

住所　東京都港区三田２丁目７番１―2210号　朴賢紗　平成元年７月６日生

住所　大阪市港区田中３丁目２番18号　李鑓漢　昭和30年６月30日生

崔慶美　昭和33年12月11日生

李秀子　平成元年12月25日生

住所　千葉市中央区新千葉３丁目７番17―４号　リュウ・ケン・ジュン　平成７年５月16日生